

# GYOSEISHOSHI HOKKAIDO



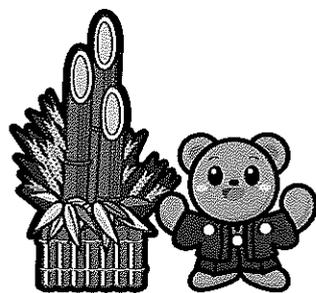
迎春

北海道遺産：弟子屈町「摩周湖」

## 行政書士北海道

2009年 1月 No.293

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>  
メールアドレス = [gyosei@mrd.biglobe.ne.jp](mailto:gyosei@mrd.biglobe.ne.jp)



### 新年挨拶

北海道庁

高橋 はるみ 知事

日本行政書士会連合会

宮本 達夫 会長

北海道行政書士会

加藤 隆夫 会長

### 業務資料・特集

座談会へ新春特集：改正行政書士法

登録識別情報制度について



## 年頭にあたって



北海道知事

高橋 はるみ

新年明けましておめでとうございます。皆様とともに新しい年を迎えることができましたことを、大変嬉しく思います。

皆様には、平素から道政各般にわたり、深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、昨年を顧みますと、何よりもまず「北海道洞爺湖サミット」が開催され、この北海道が世界の注目を浴びる晴れの舞台となった歴史的な年でありました。

各国の首脳をはじめ多くの方々を、北海道ならではの「おもてなしの心」で歓迎し、サミットの成功を支えることができましたことは、大きな誇りと喜びであり、道民の皆様のご理解とご協力に、改めて感謝を申し上げます。

また、アイヌの方々の社会的・経済的な地位の向上につながる「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で行われたほか、北京で開催されたオリンピックやパラリンピックでは、本道ゆかりの選手が大活躍し、私たち道民に大きな希望や感動をもたらしてくれた年でもありました。

道政においては、新しい総合計画「ほっかいどう未来創造プラン」がスタートしたほか、サミットを契機とした「北海道環境宣言」の発信など、新たな北海道づくりをめざす動きが始まりました。

しかしその一方では、原油・原材料等の価格高騰や、米国の証券会社の破綻を契機とした金融不安の広がりといった世界経済の激動が、本道の経済活動や道民の暮らしに大きな影響を及ぼし、本道の経済情勢は大変厳しいものとなっております。道としても、基幹産業である一次産業や中小企業への支援をはじめ、道民生活の安心確保に向けた緊急総合対策を早急に講じるなど、経済や暮らしを守る取組に全力を傾けてまいりました。

北海道は、今、まさに大きな変革期を迎えています。我が国が人口減少社会に突入し、本道の人口も五百六十万人の大台を下回り、少子高齢化は全国を上回る速さで進んでいます。こうした状況のもと、地域の活力を高め、持続可能な地域経済を確立することに加え、国や地方においては徹底

した行財政改革が求められ、地方分権改革の推進が急がれています。

新春を迎え、私としては、時代の潮流を見据え、現在の厳しい経済・社会状況に、スピード感を持ってしっかりと対応するとともに、将来に向け、力強い経済・産業構造を築き上げ、道民の皆様の暮らしを守り、恵まれた環境を未来へ引き継いでいくため、全力を尽くしていかなければならないと、決意を新たにしているところであります。

幸い、本道には、サミットの開催を通じて世界から高い評価をいただいた豊かな自然環境や、「食」・「観光」をはじめ、多彩な文化など世界に誇るべき魅力と可能性が各地に広がっています。

こうした本道の素晴らしさや価値を、さらに高め、国内外へと積極的に発信していくことによって、北海道の元気につなげていくことが重要です。

私としては、この一年を、オール北海道の英知と力を結集し、未来への扉を開く力強い一歩を踏み出す、明るい希望の年にしたいと考えております。

皆様の一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、高度情報通信社会の進展、規制改革、司法制度改革など私たちを取り巻く環境が大きく変化しております。そのような中、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律が施行されたほか、行政書士法の改正により聴聞や弁明の機会の付与等の手続に係る行為を代理できるようになるなど、行政書士の皆様に求められる役割・責任はますます大きなものとなっております。

今後も行政手続に関する専門家、権利義務に関する私人間の契約書作成等の専門家として、これまで以上に高度な法律知識を身につけ、道民と行政の架け橋として重要な役割を担っていただくことをご期待申し上げますとともに、行政の円滑な推進に一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

新しい年が、皆様にとりまして幸多き年となりますよう心からお祈りを申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 国民生活に有用な 行政書士制度として



日本行政書士会連合会 会長

宮本 達夫

平成21年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、北海道行政書士会会員の皆様方におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、また業務精励を通じ社会貢献と制度の発展にご尽力をいただき、心より御礼申し上げます。

さて、国民をとりまく環境は、近年益々複雑化が進み、その適応は各人の能力に大きく依存している例が多く見受けられます。その結果、子供や高齢者、生活困窮者等、社会的弱者の経済的・精神的負担は以前にも増して重いものとなりつつあり、同時に行政書士の果たすべき役割も、そのような社会構造とともに大きく、重要なものに変化していることを痛感いたします。

そのような中、日本行政書士会連合会では、より多くの国民が安心した社会生活を送ることができるよう、時代の要求に対応した新たな行政書士像の構築をめざし、種々の課題に積極的に取り組んで参ります。

まず、裁判外紛争解決手続(ADR)への対応については、これまで進めて来た先行単位会による法務省への認証申請が最終局面を迎えており、今後は順次認証機関として稼動していくこととなります。行政書士会として国民の身近な紛争の解決に協力するとともに、将来的には行政書士が紛争当事者の代理人として国民のお役に立てるよう、更に対応を進めて参ります。

また、国や地方自治体への申請手続のオンライン化推進による電子化に対しては、電子申請弱者や中小零細企業等の利便向上等も図りつつ、行政書士用電子証明書の利用拡大とワンス

トップサービスによる電子申請の実現に取り組んで参ります。

さらに、高齢者等の社会的弱者に対するサポートとして、成年後見制度への対応にも力を入れて参ります。資格者としての経験や知識を生かした社会貢献の一つとして、国民の安心な暮らしに参与できるよう、積極的に努めて参ります。

そして、これらの諸課題について効果的に対応していくためには、隣接法律専門職としての資質を一層向上させる必要があり、コンプライアンス推進委員会による研究と活動及び中央研修所による研修体制の充実と徹底により、対応を図って参りたいと考えております。

この他にも取り組むべき課題は山積しておりますが、それらは時間と共に常に変化をしており、行政書士が国民生活にとって有用な制度として存続し続けるためには、その要請を的確に把握し、対応しなければなりません。そのためにも、会員相互が協力し合い、切磋琢磨して行政書士制度を成長させて行く必要があります。

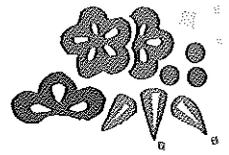
国民の期待に的確かつ十分に答えていくことを追求し、一層社会に貢献できる制度となるよう、本年も会員の皆様方とともに全力で取り組んでいくことをお誓い申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭のご挨拶

北海道行政書士会 会長

加藤 隆夫



明けましておめでとうございます。

平成の時代も早21年目になりますが、まずは謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、激動の1年を無事に過ごされ、健やかに新年をお迎えのことと存じます。

日頃、本会の活動に対しまして、格別のご指導ご支援を賜り、この機会に心より厚くお礼申し上げます。

顧みますと、昨年は地球環境をテーマとした『洞爺湖サミット』がこの北の大地で開催され、大きな反響をよびました。昨今は食品の偽装表示や残留農薬の問題が続発し、消費者の皆さんの食の安全・安心に対する信頼が大きく揺らいでおりますが、我々の郷土北海道は、オーストリアの面積やデンマークの人口にほぼ等しく、ヨーロッパの一国に匹敵する規模を擁しており、豊かな自然に恵まれた食料生産基地で自給率200%を超え、空知や十勝等場所によっては、1500%の所も有るなど、これからの世界的な環境重視の時代に安全・安心の食品を安定的に供給できる極めて将来性に富んだ地域であります。

本道が経済のグローバル化に伴って、特に農産加工品が厳しい競争にさらされる中、官民を上げてこの有利性、将来性を生かした産業振興に取り組んでおりますので、我々もそのお手伝いをし、更には業務拡大に結び付けていきたいと願っております。

ご承知のとおり、行政改革の大方令の下、行政書士等の士業制度を取り巻く環境は刻々と変化しており、現在、内閣府規制改革会議において、規制緩和に付いて様々な議論がなされておりますが、その中で私共に関係するものとして

1. 強制入会制度の廃止
2. 責任能力担保のための法人化の推進
3. 各士業の業務独占を廃止して相互参入の可能性

等が提言されており、各士業の方々の大きな課題として議論の行方が注目されております。

これが段階的に導入されるのであれば、弁護士業務を除き業際間の問題は少なくなるのでしょうか、我々行政書士業務が一番の標的にされるのではないかと考えられますし、強制入会制度がなくなると会館取得の費用捻出はもとより、現在の事務局体制の維持などは、困難な状況になるものと危惧されます。

更に昨年は、司法書士法施行規則第41条2、並びに土地家屋調査士法第39条の2の新設法務省令案が「公益法人制度改革」に伴う所要の整備の中で提出され、「登記申請書その他の関係資料の調査」が両士業に委嘱される内容となっております。

これについては、日行連が「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」の観点から合理点理由がないとのことで、意見書の提出を行いました。

又、昨年は私共に関連する法律の改正等が行われており、その幾つかを紹介しますと、

まず「犯罪収益移転防止法」が昨年3月1日より施行されております。

我々の業務の中では、会社の設立時及び200万円を超え

る現金、預金、有価証券その他の財産処分、管理が該当しますが、いずれの業務に於きましても、新規業務の受託に際しての本人確認の励行を、確実に行う様にさせていただきたいと思っております。

次に、昨年7月1日より行政書士業務にかかる改正として「聴聞・弁明の機会の付与手続代理業務」が規定されました。

これは行政書士法第1条の3第一号に「当該官公署に提出する書類に係る許認可等に関して行われる、聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において、当該官公署に対してする行為について代理すること」が追加規定されました。

つまり、原則として許認可等において、取消処分等が行われようとする場合は、「聴聞」・営業停止処分等を受けようとする場合には「弁明の機会の付与」を行政書士が担えることとなりました。

しかし、実際に取消処分や営業停止処分が行われた場合は、実務としては弁護士業務となるため行政不服審査法の改正が待たれる現状です。

又、昨年12月1日より新しい公益法人制度改革関係3法が施行されております。

社団・財団たる公益法人は、従来は主務官庁の許可主義でしたが、今後は非営利法人制度により登記すれば設立可能となりました。

既に設立されている公益法人に付いても、5年以内に改めて登記をしなければ解散させられますので、ぜひ業務として関心を持って取り組まれたならば成果に結びつくのではないかと思います。

行政書士法は、昭和26年2月22日に公布され、間もなく60年を経過しようとしております。

平成22年度の60周年に向け既に準備委員会を立ち上げ、周年記念事業の準備等始動しておりますし、各支部に於きましても半世紀を迎える時期に来ておりますので、本会としても少しでもご支援出来ればとの思いから支部への助成金の検討を行っております。

又、昨年は法律改正の都度、総会の承認を受けて修正を行い、つぎはぎだらけとなっております会則の大改正を行い、8月6日に知事の承認を受けたのに引き続き、同会則施行規則の改正検討を行った他、時代の変化に呼応した専門委員会のあり方に付いて検討し、一定の結論に至りました。

更に、新入会員の定着化と次世代を担う会員の育成対策としての「ワンダーインターンシップ制度」や高齢化社会を見据えた「成年後見制度研修会」の取組み、電子証明証(タイプ1-G)利用促進についての道との協議、社会貢献と行政書士制度周知等のための夕張市民支援事業等多岐に亘り、積極的かつ前向きな精神を持って執行部一同全力を傾注し、取り組んでいる所です。

多くの課題を抱えた新たな年の幕開けですが、今後共会員の皆様には一層のご理解ご支援をお願いするとともに、又本年が皆様にとってより良き年で有ることをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

(以下、支部は五十音順です)



## 新年のご挨拶

旭川支部 支部長 榎 又 政 浩

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。

本会会員のみならず新年のご挨拶を申し上げますとともに、日頃は旭川支部に対し数々のご支援を賜りましたことを、この紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

支部運営については、先輩諸氏の知恵を借りながら、無事、新年を迎えることができました。

旭川支部は日本で最も大きな面積を誇る支部ですが、支部会員数140名で、おたがいに顔の見える支部でもあります。

本年度の活動は業務研修会を5回、その他に、札幌支部・小樽支部さんとの三支部の合同研修会を当支部が幹事となり、増毛で9月27日(土)に、行っております。

また、毎年11月3日(文化の日)には市民講座&無料相談会を開催しております。

「遺言と相続」をテーマに第1部「演劇」、第2部「講演」、第3部「無料相談会」の三部構成となっており、今年で6回目になります。

市民の皆様にも認知されて、今年度も、約140名の市民に参加していただき、大変、盛況のうちに開催するこ

とが出来ました。「演劇」は遺言と相続に関連したシナリオを行政書士会員が作り、旭川のアマチュアの劇団員に演じてもらっていますが、わかりやすいと市民には好評です。「無料相談会」は58件の相談があり、会員の親切な対応により、皆様に満足していただけたと思います。

また、会員親睦のための忘年会を必ず実施するように心がけております。

21年度以降の方針・展望については、日行連では、「日本行政」に新規業務情報を提供していますが、支部でも、規制緩和による許認可業務の減少に対して会員のための新規業務の勉強会や研修会は勿論、会員がいち早く情報を得るようにサポートして行く体制づくりを考えております。

支部活動の行事に関しては、市民講座&無料相談会や交流事業などは、今迄同様、継続して行く所存でいます。

また、今年度には支部創立50周年の記念事業が控えておりますので、支部会員の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年も、会員皆様の良い年でありますようご祈念申し上げます、新年のご挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

網走支部 支部長 横 内 寿 治

新年あけましておめでとうございます。

網走支部は、私が支部長就任時に考えておりました、行政書士の地域住民に対する啓発活動の強化として、住民参加型業務研修会を3回開催いたしました。

平成20年3月1日に行った、「大改正 経営事項審査説明会」では、80名弱の参加、又、8月23日の「任意後見と遺言について」では46名の参加、11月19日の「農業生産法人の設立と運営について」、「改正非営利法人制度について」では29名の参加となりました。

内容を時節にあったものという考えと、新聞広告を利用することでの住民周知が結果となったものと思います。また、無料相談会を、遠軽地区において4箇所を4日間で行い14名の相談がありました。これも、地域の新聞や町広報誌を利用しその周知を行いました。

新入会員の中にも、弁護士を講師とした講演会及び相談会を独自開催することで、地域の住民に開業の案内をしたりと、活発な活動が見受けられます。

今後も、他士業との合同の無料相談会等も検討し、行政書士制度のPRを積極的に行っていきたいと思えます。

本年も、会員皆様にとって良い年でありますようお祈り申し上げます新年の挨拶といたします。



## 新しい年に向けて

小樽支部 支部長 中 嶋 秀 夫

会員の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は各支部の皆様方に大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

小樽支部の本年度の活動は業務研修会を5回、他支部との交流会(三支部合同研修会)を1回開催致しました。他には、毎月第三金曜日に小樽市分庁舎(今年から市の都合により開催場所が変わりました)を借りて無料法律相談(午前10時から午後3時まで)を開催しております。毎月日刊紙の小樽版に又、インターネットの小樽ジャーナルなどに無料相談の案内が掲載されるので知名度も上がり、常に10名前後の方が相談に見えます。相談内容は相変わらず相続関係が多く、他にサラ金や相隣関係の相談もあり、相談員も幅広い法律知識が求められるようです。又、年に1度の四士業(社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、行政書

士)の無料相談会が開催され、2年続けて50名近くの相談者が訪れております。

21年以降の方針・展望については前年度の大きな流れを踏襲しつつ、各支部との交流を深め、又、電子申請の普及に努めていきたいと考えております。

さて、平成20年度は米国発の金融恐慌に見舞われ、今尚、先行きが不透明な状況であります。当然我々行政書士にも多大な影響があるものと思われ、建設業界や、その他諸々の業種、業界等、我々を取り巻く環境はますます厳しさを増すものと思われます。しかしこのような状況下に置いても、我々の活動の場は必ずあります。皆様のご健闘をお祈りしつつ、今年も、会員皆様のよい年でありますよう御祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。



## 今年もよろしくお願ひ致します。

釧路支部 支部長 北 川 幸 也

新年明けましておめでとうございます。

新しい年が、不景気をもものともせず、老若男女を問わず、全く平等にやって参りました。少しの景気回復(本心は大幅な景気回復ですが・・・)と、穏やかな平成21年を皆で期待したいものです。

平成20年の釧路支部は、遅ればせではありますが、待望のホームページを開設することができました。10月からは電子定款の取り扱いも始まりました。これらを活かして、支部会員の業務革新と収益アップに役立て、活用して頂きたいと考えます。皆様もアクセスして戴きますようお願い致します。

こここのところ数年は、支部レクリエーションとして主に親睦パークゴルフ大会を行って参りましたが、「地元の豊富な温泉」と「カルチャー」をコラボレートした企画等も釧路らしいかなと考えたりしております。

平成21年は、初心を大切に、ホームページの充実と、研修を中心とした業務研鑽を重ねて、来る好景気に備えたいと思います。余り元気のない釧路地方ですが、われわれ行政書士が地域のお役に立てる場面がきっとあると思います。公共工事依存からの脱皮を果すためにも。

丑年であります、粘り強く、よく噛んで噛締めて心身の健康とフトコロの健全化を図りたいと思ひます。

今年も釧路支部は「継続は力なり。」で頑張ります。北海道行政書士会会員の皆様、今年も、釧路支部にご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



## 新年ご挨拶

札幌支部 支部長 篠原賢吾

本会会員のみなさま、各支部の役員のみなさま、当支部との定期的な交流を重ねてくださる小樽支部、旭川支部の役員のみなさま、札幌支部会員とともに新年のご挨拶を申し上げます。

本会会員のはほぼ半数を擁する札幌支部では、各支部さんと同様に実務研修に力を注ぎ、とりわけ記帳代行・車両関連・産廃等の専門的実務研修をとおしてその事案処理能力の向上を図ってまいりました。

これには当該業務とその実務処理に習熟した支部会員のご協力によって成立っております。研修会制度の維持には、講師適任者の確保と共に講師養成が必要となります。一般に、業務範囲の広い行政書士にあっては、各種業務に関する講師養成については各支部にとって愁眉の課題と推測されます。研修会講師は、今後とも有志会員のご好意に依拠せざるを得ないものと思われませんが、研修科目の習熟性とは別に、講師には

支部会員へ自己の実務経験を開示できる度量が必要とされます。

今後の当支部事業については、有志ある講師を育成し養成することが会務運営の基盤支えとなると予測されます。これは、近時突出した網紀案件に照らしても、職能集団として会員の適切な実務処理能力を高く平準化する必要性和い俟った方向性と捉えることもできるでしょう。

事案を複眼的な視点から判断する必要があり、これを保持する支部の会員支援が必要ということでございます。

各支部間の相互交流、会員間の親しい交流の発展を願っております。

本会会員のみなさま、ご家族のみなさまが本年もご壮健でお過ごしくださるよう、お祈り申し上げます。



## 新年のごあいさつ

空知支部 支部長 佐藤武

新年明けましてお目出度う御座います。

日ごろは当支部に対し数々のご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

支部総会で承認された事業については、計画通り概ね実施する事が出来ました。

7月26日 空知支部第1回研修会  
滝川市において開催 出席会員17名  
研修議題 相続の手続きについて

10月19日 空知支部第2回研修会  
栗山町において開催 出席会員21名  
研修議題 産業廃棄物処理業について

いずれも講師は板垣俊夫先生(北海道行政書士会監事)でした。

無料相談会は今年は南空知に向向き、10月19日栗山町役場のご好意により福祉センターで開催致しま

した。豊かな町の為か、相談者は相続の1件でした。

行政書士制度強調月間 9市・14町 空知支庁・市役所・町役場・各農業委員会をまわり、ポスター・チラシの配布を行い月間のPRに努めました。

さて21年以降の方針・展望については、当支部も会員の高齢化が進み加えて一般住民の相談が都市部と相違して激減している事が上げられます。

しかし支部を預かるものとしてマイナスばかり考えている訳には行きません。

次年度以降も会員の質的向上とどんな事案にも対応出来る、足・腰の強い行政書士を育てるべく研修の充実化更には、地元開拓の手法等も視野に入れた研修も行って行きたいと思っております。

今後とも当支部に対しまして更なるご支援ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶と致します。



## 新年のご挨拶

十勝支部 支部長 吉村 学

会員の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は各支部の皆様大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。

現在、支部会員数は、入退会の会員が多くなっている中で、昨年同時期と同数の104名を辛うじて維持している状況です。

今年度は、新体制になってから1年が経過し、支部会務の進め方を模索していた状況から、役員個々が少しずつ目的と自覚を持って行動し、支部業務を完結していくように活動し、実践しているところです。また、昨年から引き続き、役員間の情報を共有できるようにMLの活用を積極的に行い、会員の支部連絡方法の見直しについても、FAXとメールが中心となるように、概ね移行いたしました。

毎年実施されている無料相談会事業に関しては、昨年、協力できなかった他士業合同無料相談会「くらしのよろず相談会」からの要請が大きかったこともあり、司法書士会との合同無料相談会と両方を実施して、多くの地域住民から相談を受け、100件余りの実績となりました。今年度も、昨年の実績から、経費を最小限

に抑え、無料広告等の効果ある広報活動を実践したところ、大きな効果をあげることが出来ました。次年度以降に向けて、更に効果のある制度のPR方法等の研究を継続し、他支部で実践している市民講座や寸劇等を取り入れての広報活動を展開したいと考えています。また、業務研修会については、支部会員から提案があった行政書士本来の業務である「農地法関連業務」についての研修会を集中的に行い、実務にすぐに反映できる内容としました。今後も研修会の内容については十分な検討と研究をしながら充実したものになりたいと考えています。

経済情勢が益々不安定な状況になる中で、行政書士を取り巻く環境が、さらに厳しくなることが予想されることから、今後の支部活動においては、良い伝統を継承しながら、新しい行政書士の形を作り出して行けるように役員と会員が一丸となって支部の活性化に努めて行く所存です。

本年も、会員の皆様にとって良い年であるようお祈りして、私の新年の挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

苫小牧支部 支部長 山口 美津男

2009年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

我が支部の昨年の事業・活動の執行についてであります。支部役員の方々の全面的な支援を得て、当初予定していた事業をほぼ順調に行う事ができ安心してるところであります。

特に研修第一主義をかかげ、全力で取り組んだ結果、研修会の開催は、予定の倍ちかい開催となりました。本年度も一段と研修会に力を入れ、質的向上をはかってまいりたいと思っております。

最近、気になる事が、2点ほどあります。1つは、当支部の会員数が減少しつつあり、この傾向は、とまらないことでもあります。昨年来、支部内の1市4町でむかわ町が行政書士不在であり、色々と手をつくし人脈をたどり、努力しておった訳ではありますが、いまだ効果なく不在であります。苫小牧市内でも高齢化、業務数減少等で退会者あいつぎ、対策に苦慮している点であります。

2つ目は、あえて申し上げますが、最近(1年~3

年内)で入会した新入会員の方々の行政書士業務の取扱が、予想以上なく受注できず新規開拓もままならず、会費すらやっとの思いで納入している事が、面談し相談されて、判明した次第です。

会員減少については、ある意味でやむえない事かなと思っております。新入会員をふやす以上にくいとめる方法はないと思っておりますので、せっかく入会した方々を、自立できるまで、微力ではありますが、支部として協力しあい手伝ってもらったり、必要あらば共同受注センター等をたち上げたり、強力でサポート支援してまいりたいと思っております。

ともあれ、我が支部は、行政書士をとりまく環境が大きく変動している今日、本会と連携を取りあいながら、職務の重要性と公共性を深く自覚し、常に質的向上をはかり「頼れる街の身近な行政書士」の確立をめざし、支部会員一丸となってがんばってまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

根室支部 支部長 井上 章二

新春を迎えるにあたり心よりお慶び申し上げます。

さて、根室支部の現状及び今年度の活動状況をご報告致します。

支部の現状としては、会員数は12名(平均年齢：64.5歳)で、会員同士互いに連携協力しながら切磋琢磨し、少数精鋭・一致団結して支部活動を展開しています。毎年ご紹介していますが、根室支庁管内の管轄面積(3,598km<sup>2</sup>：鳥取県と同面積)が広いため支部の会合に参加するには多少時間を要しますところ、会合への出席率は常に80%以上と支部活動への協力度合いは他支部に引けをとらないものと自負しています。また、支部会員数が少ない中、管内1市4町全てに会員事務所が展開され、管内をカバーしています。

今年度の活動としては、支部単独の活動として業務研修会・監察・広報活動、また道東四支部合同(釧路・十勝・網走・根室)研修会を毎年各支部持ち回りで開催しています。

無料相談会の開催についてですが、ほとんどの会員

が古くから事務所を開業していますので、市(町)民の多くは、何か問題があると「何々さんの事務所に訊いてみよう」「何々さんに訊いたら何でも教えてくれるよ」「弁護士以外は相談って無料でしょ」が当たり前と言われ、新たに「無料相談会です」と旗を揚げても音沙汰なしが続き、今年度も開催を見合わせました。見方を変えれば、通年にわたり各事務所での無料相談会が開催されているようなもので、田舎の地域性のメリット?でしょうか。また、これは地域に根差した「街の法律屋さん」が実践されていることの裏づけと考えれば納得しています。

平成21年度の活動については、市(町)民へ向けた講習会・講演会等の開催を計画し、今年度はその準備段階として検討しています。

最後に支庁再編の当事者である根室支部ではありませんが、「根室支部ここにあり!」と全道に発信していきたいと思っております。また、新しい年が皆様にとって良い年になりますことを祈念し、根室支部からのご挨拶とさせていただきます。



## 謹賀新年

函館支部 支部長 佐藤 聡

年頭に際しまして皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

函館支部は例年にも増して活発な動きとなりました。

中でも、すっかり市民の間に定着した第7回市民講座は、9月20日会場を設備の整った市民会館小ホールに移し、第1部相談事例(相続・遺言)に基づく寸劇は今回は30分構成とし、これに三ヶ月近く準備した行政書士によって演じられました。初めて本物の舞台、照明、音響を駆使しての内容に、観客から笑い、涙、拍手をいただき、大成功のうちに閉幕しました。大道具や小道具、照明と音響スタッフもすべて行政書士で担当したわけですが、いまだにその余韻の中であって、やり遂げた充実感と行政書士仲間の絆を深める機会となりました。第2部無料相談会も、隣接する大会議室に前もって12ブースをセッティングしておいた結果、スムーズに多くの方の悩み事、相談事に耳を傾けてアドバイスすること

ができました。又、ほっと一息する間もなく、10月4日に夕張市における初の無料相談(本会事業)にも同じ内容で協力参加し、無事地方公演も済ませました。

この事業を通して、今年も大きくマスメディアに取り上げられたことは、行政書士制度のPRと身近な行政書士の存在のアピールに、確実につながったものと思います。

平成22年には支部創立50年を迎えますが、大きな節目となるその日のために、すでに検討委員会を立ち上げ協議されており、限られた予算をどう有効に使い市民に発信できるかを、役員を中心に鋭意取り組んでいるところです。

目的意識をしっかりと持ち立ち向かっていけば、Yes We Can! (やれる)。

牛の歩みであっても、一步一步力強く大地を踏みしめて、行政書士としての社会的役割を果たして行きましょう。



## 新年のご挨拶

日高支部 支部長 菊地 淳史

会員の皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は各支部の皆様へたいへんお世話になり厚く御礼申し上げます。

只今、当支部の会員数は昨年より2名増えて20名となりました。と言え少人数の支部であることには変わり有りませんが人口減が続く日高地区においては会員数の増加は喜ばしい事です。

当支部の年間の活動は、地域の実情に合わせた実務を中心とした研修会、各町の会員が中心となった「強調月間」、長年の実績を積んだ様似町での無料相談会、地元紙への年2回の広報活動と、少人数支部といえども他支部並みの活動は出来ていると自負しております。

新年度は、「社会貢献」と「受託事業」をキーワードとした活動の研究・学習による自己研鑽をはかる事を目標したいと思います。

小支部の当日高支部の頑張りが各支部皆様の更なる活動源になればと思います。

本年は各会員の皆様にとってよい年であるようお願いしまして当支部のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

室蘭支部 支部長 高橋 國夫

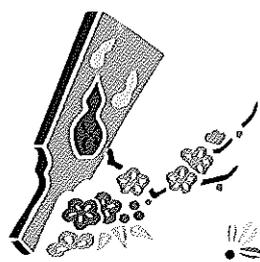
北海道行政書士会の会員の皆様、明けましておめでとうございます。支部長2期目も残りわずかとなる新年を迎える時期になってしまいました。

毎月1回の室蘭市・登別市における「行政書士くらしの無料相談会」は年間スケジュール通り実施することができ、3年目にして完全に定着してきたと感じています。利用者も僅かながらも増加傾向にあります。さらに今年度は8月から伊達市での開催が実現したところです。今後も無料相談を継続し市民が相談しやすい「まちの法律家行政書士」をより身近な存在としてアピールして行きたいと思っております。

年度当初計画しておりました建設業経理士2級受験に向けてのシリーズ研修が講師予定者の健康上の理由で実現できなかったことがいささか残念ではありますが次年度以降の課題として検討したいと考えております。

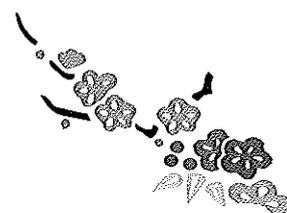
また新入会員向けの遺言・相続、自動車登録・車庫証明、建設業許可等の研修会も繰り返す必要があると感じながら、実際のところ、新入会員は少数であり中堅・ベテランの会員は参加しないと思われ、なかなか理想通りには開催できないのが現状と思います。他支部の研修会に参加しやすい、或いは合同で開催する等の対策を考える必要があるのかなと感じているところです。何か良いアイデアがあったら一緒に検討していただきたいと思っています。

2009年が会員の皆さまにとって良い年でありますようお祈りして私の新年のあいさつといたします。



# 新春特集

## <座談会：改正行政書士法>



### [出席者]

北海道大学 大学院法学研究科  
教授 人見 剛氏

### 北海道行政書士会

加藤 隆夫 会長  
篠原 賢吾 副会長／酒井 正 副会長  
斉藤 秀一 広報部長／荒木 徹 広報部次長  
菊地 俊夫 会員／吉田 充 会員  
佐々木ひとみ 会員／片岡 昭美 会員



**斉藤部長：**本日の改正行政書士法についての座談会、北海道大学から人見剛先生にもいらしていただきました。ありがとうございます。

— 同：どうぞよろしくお願いします。

**斉藤部長：**(今回の改正行政書士法について)私達もいろいろわからない事がございます。いろいろと先生のご指導をいただきながら、この座談会の場で解明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。なお、本会の会長も出席しておりますので、会長から一言いただきたいと思えます。よろしくお願いします。

**加藤会長：**先生お忙しいところどうもありがとうございます。今年の4月1日ですか、聴聞と弁明に関する聴聞弁明の機会付与手続代理業務が法律化されました。実際にもう施行されてるわけですが、普段行政手続法については、我々は、あまり勉強しておらず、各個別法については、例えば貨物自動車運送事業法だとか建設業法についてはそ

れぞれ勉強して、手続申請は行っておりますが、実際に行政手続法を業務として取り入れる場合、どのような風にやっていいのか、実際の概要も含めまして、例えば聴聞とは、取り消し処分に関して口頭で、他方弁明の機会については、営業停止処分について、文書でという事で明文化されているのですけれども、具体的な例などを挙げながら先生を交えて、お話しと、ご指導を受けたいと思いますので皆さん今日はよろしくお願いします。

— 同：はい。よろしくお願いします。

**斉藤部長：**会場の方が温度が高いので、大変失礼なのですが上着を脱いでもよろしいですか。

**人見教授：**ええ。もちろん。

**斉藤部長：**携帯電話のほうは、マナーモードはあるいは電源を切るようお願いいたします。司会進行の方は、広報部次長の荒木が参りますのでよろしくお願いします。

**荒木次長：**それでは早速始めさせていただきたいと思  
います。本日は皆様お忙しい中、このよう  
な機会にお集まりいただきまして、誠にあ  
りがとうございます。まず行政手続法につ  
いての流れを簡単に説明させていただきた  
いと思います。平成5年11月3日に、行  
政手続法が成立いたしました。翌年6年の  
10月1日から施行されたという事でござ  
います。この中で行政書士の主要業務であ  
る許認可申請に関する審査基準、これが  
第2条でございます。そして標準処理期間  
第6条、処分の基準第12条、不利益処分  
の場合の手続第13条、という事で定めら  
れていることでございます。これに伴いま  
して、各都道府県においては、行政手続条  
例を制定している。行政手続法に倣った形  
で、標準審査基準ですとか、審査処理期間  
を制定しているという形です。今回、我々  
に関係する行政書士法が、改正されまして  
本年7月1日より、聴聞手続、弁明の機会  
の付与手続等を根付かされたという事にな  
っております。この件につきまして、今日  
は北海道大学の人見剛先生の方からま  
ず、聴聞手続、弁明の機会の付与の手続、  
その他意見陳述のための手続、これら3点

について、まずお話しをしていただきた  
いと思います。

**人見教授：**今ご紹介がありました、聴聞手続、弁明の  
機会の付与の手続、その他意見陳述のため  
の手続、この3点について、行政書士がそ  
の代理をすることができる、という規定が  
行政書士法第1条の3第1号に新設された  
わけですが、それぞれについて、ごく要点  
だけをお話しをさせていただきたいと思  
います。

行政手続法は、今ご案内のように行政処  
分の手続、行政指導に関する手続、そして  
届出、この3点については、平成5年に制  
定された当時ありました。その後改正があ  
りまして、命令等制定手続、条文で言う  
と意見口語手続等と書かれているものです  
けれども、政省令や行政規則などを制定す  
る手続なども新設されました。ただ、こ  
こで問題になっているのはもっぱら、処分  
に関する手続、行政手続法の第2章と第3  
章の手続です。

この処分の手続というのは、大きく申請  
に対する処分の手続と不利益処分の手続に  
2大別されております。申請に対する処分  
については、あらかじめ審査基準を設定し  
公にするとか、標準処理期間をあらかじめ  
定めて公にするよう努力するとか、そうし  
た手続が規定されています。不利益処分  
につきましては、相手方に、例えば改善命  
令をだすとか、許認可を取り消すという、不  
利益を与える処分ですので、あらかじめ相  
手方の言い分を聞くための手続が求めら  
れております。これを、意見陳述のため  
の手続と行政手続法は呼んでおりますが、  
その意見陳述のやり方について大きく二通り、



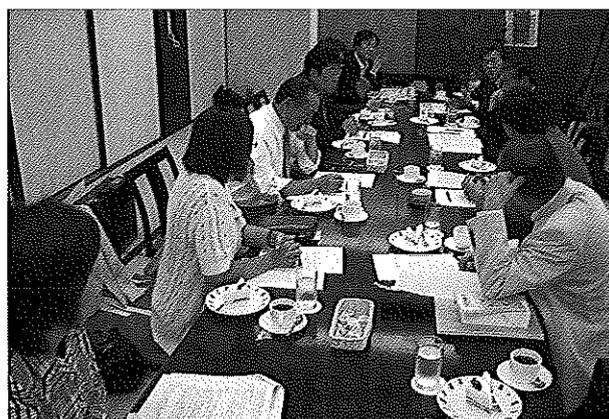
左：人見教授 右：篠原副会長

すなわち聴聞と弁明の機会の付与の2種類があります。どこが違うのかと言うと、聴聞は口頭審査ですね。ひとつの場所に、処分庁の関係者と被処分者が相対する形で、聴聞の主催者という司会進行役のもと、口頭で意見を述べる事が出来ます。さらに重要な事として、聴聞手続の場合には、行政手続法18条の適用がありまして、行政側が行おうとしている不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることが出来ます。すなわち、行政側が持っている不利益処分の根拠資料をあらかじめ見る、そういう閲覧請求権が認められています。ここが、弁明の機会の付与と大きく違う点であります。弁明の機会の付与の方は、そうした文書閲覧の適用が無い上に、書面審査ですので口頭で意見を述べるのではなくて、書面を提出して意見を表明するという点が大きく違います。

さて、3番目、その他意見陳述のための手続ではありますが、何を指しているのが明確ではありませんが、おそらくは申請に対する処分の場合にも、例外的に相手方の意見を述べる機会を与える場合があります。申請に対する処分の場合、その処分の相手方になる国民・住民が自分の方から証拠を出して「許可を下さい。認可を下さい。」という具合に申請していくわけですから、不利益処分のように行政側が職権で事実を調べて、不利益的な措置をやってくるのとは違います。したがって、申請に対する処分の場合には、その国民の側の意見をあらかじめ聞く手続は必要ない、とされています。ただ、例外的に個別法律で申請があった場合に、その申請者に対して意見を述べる機会を与える場合があります。道路運送

法の89条とか、碎石法の17条とか、旅行業法25条などなど個別法律で、申請に対する処分の手続けれども意見陳述の機会を与える、こういう手続が定められています。おそらく、それを指して「その他意見陳述のための手続」というふうに規定しているのではないかと思います。

なお先ほど聴聞と弁明の機会の付与の違いについてお話ししましたが、どういう場合に聴聞手続を行い、どういう場合に弁明の機会の付与の手続を行うのか、この点について述べさせていただきます。これは行政手続法に記されているように、不利益性の度合いが強いものは慎重な口頭審査手続、不利益性の度合いが低いものは弁明の機会の付与の手続という仕分けになっています。よくいわれる例として許認可の取消処分は非常に不利益性が強いから聴聞だと、これに対して改善命令とか営業停止は、許認可の取消に比べれば、不利益性の度合いが低いので、より簡便な書面審査にとどまる弁明の機会の付与手続、などというふうにおおまかですけれども、仕分けられています。ただ、やはりこれも行政手続法が定める一般原則であって、個別法の中では、不利益





性の度合いが弱い改善命令等についても聴聞手続を行いなさいというふうに規定している場合があります。宅建業法とか風営法などはまさに、そのような特例聴聞、本来であれば弁明の機会の付与相当の処分であっても、より慎重な聴聞手続を行う、というふうに規定している事があります。

その他意見を述べる云々と言う点に関わって、様々な局面がありうるわけですが、例えば処分を行う場合、事前に現場へ行って、行政職員が調査を行う、こういうような局面ももちろんあるわけですが、そうした中で行われる処分に関しては、行政手続法は適用除外の規定を置いております。今の例で言いますと、行政手続法の3条1項14号ですけども、3条1項14号で報告又は物件の提出を命ずる処分その他職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導は、こうした聴聞や弁明の機会の付与などの手続をとりませんよ、というのが1つの例です。これに限らず膨大な量の適用除外規定が3条に規定されています。国の機関などに対して自治体や国の機関が処分、行政同士で処分をやりあうことがあるわけですが、それに関する適用除外の規定も4条にあります。こ

れは一般的な適用除外ですが、そのほか不利益処分の意見陳述の手続に限って適用除外にするという、限定された適用除外もあります。第13条第2項で、次の各号のいずれかに該当する時は前項の規定は適用しないと定めています。その1号から5号までを、これは本来であれば聴聞や弁明の機会の付与の相手方の言い分を聞く手続をするべきなだけけれども、1から5号に掲げられている場合は、そういう事はしませんよ、という事です。例えば、わかりやすい例として13条2項3号、施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他取り扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべき事を命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき、物理的に数値的に、もう明確にこの基準を満たしていない、だから処分するのだという場合に、相手方に言い分を聞いても無駄だというような場合ですね。こうした場合には、意見陳述の機会を与えないで処分できますよ、とした適用除外が定められているという事です。

ごくかいつまんで、聴聞手続等について概略をお話しさせていただきました。

**荒木次長：**ありがとうございます。聴聞手続に関しまして、一番重要な部分なのですが、弁護士法第72条についての北海道行政書士会の方からの見解、これについて篠原副会長の方からお話しをお願いしたいと思います。

**篠原副会長**：はい、改正行政書士法の1条の3の括弧書きの中にですね、弁護士法第72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く、これが聴聞又は弁明の機会の付与とか、その他の意見陳述のための手続において排除されるという事なのですけれども、そういうふうに読めるわけですね。ところが弁護士法72条については、いろいろな見解がありまして、一般的にはですね、今、通説と言うか最高裁の判例は直接はないのですけれども、弁護士会さんなどが考えてるのは、72条にいう事件性のある法律事務というのは、すべて弁護士法の3条に規定している法律事務を含めて、全部これにあたるという見解なのです。そして、何故そのような見解になっているかと言いますと、例えば家事審判法の甲類事件があるんですが、それについてはですね、紛争性がないというふうに考えられるのですが、72条はそれも含めて言っているので、そうすると、限定的解釈を本来すべき刑罰法規の中ですね、強弱がはっきりしないものがでてくる、そうであれば、そういう事ではまずいのです。十把一絡げと言ったら失礼な言い方ですが、全部事件性



があろうなかろうが一般的な法律事件については、全て事件性がある紛争性があるというふうに考えるようなんですね。で、私共北海道行政書士会の見解ですが、事件性のあるものというのは、紛争性ということなんです。当事者の主張が国家機関、例えば裁判機関だとか調停ですね、そういうものを通さないと紛争が収束できないようなもの、双方の主張が対峙している場合については、これは事件性のあるものというふうに考えてですね、これについては行政書士は取扱いができない、これは弁護士の専権である。ただ弁護士法3条に規定しているもの(一般の法律事務)、あるいはその中で72条は特に書いてあると考えられるのですが、事件性のある、ないという事ですが、「法律事件に関して」云々と規定があることから、その反対解釈として)事件性のないものがあると。そういうものについては、一般の法律事務として弁護士さんと私も行政書士が、競合している職務の範囲であるというふうに考えておりました、それに基づいて会員にはですね、紛争性のある事件に介入しないように、あるいは事件性のある双方の主張が対峙しているものについては、法律事務として扱えないという主張を通してですね、周知しているという、そういう状態です。これについて、今回の改正法の中でどういうふうに捉えるかによって、行政書士が関与できる聴聞手続とか弁明の機会の付与について、単なる事実の摘示、いやそれはここが違うんだよという、こういう事実があるんだよというものをですね、摘示するだけなのか、あるいはさらに行政庁に対して、事実の証明も、且つ法令適用の主張まで進めることが

できるのかというところまで、法改正についてはこうだから不利益処分には該当しないとか、基準に該当しないという主張までしていいものなのか、そこが一番、実務上はですね当然争いになるところだと思います。これについてはおそらく弁護士会さんも、研究されていると思いますので、ここは私共としては双方のですね、パイプを通してですね、この辺についても、お互いに協議していきたいというふうには考えています。以上です。

**加藤会長：**弁護士法第72条というのは、そういう紛争性の場合もあるけれども、行政手続法第15条の根拠法令について争う場合に紛争性があるという一般的な判断なんですよ。たぶん、根拠法令はもう法律で定まっているものについてその根拠が怪しいという事を論ずる場合には、それは紛争、要は行政書士に対して紛争性を問いかけるようなものなのでダメだよというような形なんですよ。一般的には。

**人見教授：**はい。

**加藤会長：**一般的に紛争性ある場合もありますでしょうけど。そうじゃないですか。

**人見教授：**その紛争性云々というのは、根拠法令が誤っているんじゃないかとか。

**加藤会長：**それを言っちゃいかんよという事ですか。

**人見教授：**事実であれば構わないかというとなんな事はなくて、行政側はそんな事実はないと考えている場合に、処分者側の方がいやそう

した事実があるんだ、あるいは行政側があると言っている事実が逆にないと主張する、というような事実の問題についての紛争も十分考えられると思います。

**加藤会長：**ああそうですね。

**人見教授：**先ほど副会長さんからお話しがあった72条の理解ですけれども、ご案内のように、今回聴聞代理の規定が入る中で認めるけれども、しかし、弁護士法72条の言うところの、法律事件に関する法律事務に該当するものは代理できないという規定になったわけです。そもそも72条の射程範囲については行政書士のみならず、他の士業との関係でおおいに問題になっていたところですが、これについても大きく2つの考え方、すなわち事件性が必要と考えるのか、事件性は必要ないと考えるのか、こういう所に大きな対立がありました。

弁護士会の方は事件性などなくても、およそ法律事務というふうに考えられるものはすべて72条の射程範囲で独占事業だ、個別法令で規定があれば別だけれども、そういう立場のようです。しかし、おそらく



右から：荒木次長・斉藤部長・吉田会員・菊地会員

政府はそのような解釈をとっていないくて、事件性が必要だという解釈をとっているようです。弁護士さんは必ずしも行政手続などに習熟しているわけではないので、むしろ行政書士さんの方がそういう業務に相応しいということから、こういう新たな条文が無くて72条の解釈の限りで、聴聞代理ができるという解釈も十分あったわけですね。そこで今回はそれを法律で明確にする、ただその際に72条の法律事件に関する法律事務は除くというふうに明文で書かれましたので、なお、この点が、重要なポイントになります。

今手元に参議院の総務委員会の会議録、平成19年12月25日に行われた国会での審議の状況を見ておりますが、その中で例えば共産党の山下さんという委員さんが、「法律事務のうち紛争のない法律事務については、報酬を得て業として行っても弁護士法違反にならないという立場からのご提案だと思います。そこで不利益処分を前提とする聴聞や弁明には、そもそも元々紛争性があるのではないかという批判もございますが、これについて提案者はどうお考えでしょうか。」という問いかけをしています。これについて、衆議院議員として、提案者であった原口議員が、「今委員がご指摘のような批判があるという事も承知しておりますが、不利益処分を前提とする聴聞や弁明が行われる場合であっても、紛争性がない場合があると私達は考えております。例えば依頼者である不利益処分の名宛人が不利益処分について、争わないということを中心している場合などが、この場合に当たるといふふうに考えております。」と答弁しています。紛争性が弁護士法の72



条の法律事件に関する法律事務に必要なという前提のもと、こういう立法がされた事は間違いないという意味で、先ほど副会長さんがおっしゃられた解釈が、今回の法律の立案者の解釈でもある、と考えてよからうと思います。

**荒木次長：**という事なのですが、それでは皆様が普段、業務を行っている中でこういう事はどんなだろうかと言うようなものが、あれば質問して頂きたいと思います。

**篠原副会長：**どうなのかと言うより、こういう例があったという事で、まず私の方から申し上げたいと思います。風営法の関係ですが、制限基準がございますね。当然の基準と言うか、例えば風営法で、2号カフェとかそういうものと、(照明に関して)何ルクスとかありますから、あれはもう測ればわかることです。また、席と席の間を仕切っちゃいけないということがあるんですね。隣の席と1メートル以上、腰高以上で隣を見通しできない衝立を立てちゃいけない。それを、立てた業者に対して、何らかの口頭注意処分があったのですが、これを

無視して放置して置いたら、それで今度は、許可の取消処分をする旨の通知が来てしまい、私のところに相談が来たのですけれども、事実上は相談受けましたけれども、どうのこうのという反論し得ることはなかったのですが、これなんかも出頭せよなんですね。聴聞をするよと。聴聞するよとしても、反論する余地がないのです。事実ですから。ですからそのまま、ごもつともつていう事で投げたままで結局、(許可の)取消処分がなされ、それに伴い(営業実態に関しても)風俗営業法の刑事事件もあり、それはここに今いらっしゃる人見先生と一緒に総合法学講座をしていただいている知り合いの元検事さんであった弁護士さんへお願いして、対応してもらったという経過をたどりました。何とか罰金ですんだということでした。そういうお話がございました。直接関係はございませんが、そういう現実があります。そういう現実に対応するような仕事まで踏み込めるかっていうのは、ちょっと、まだそういう経験はないんですけれども……。車両関係の仕事をしている方なんかはそれに近いような事例が、申請の段階で、いろいろあるんじゃないでしょうか。



教示とかあるいは検査とか、それに代わる手続とどういう風に対応するか、何か申請者側で、いやそうじゃないんだよというやり取りがあるのではないかと思います。

その辺は、車両関連業務をやっている佐々木さんとか、今、司会している荒木さんとかに聞くとわかるかもしれない。

**荒木次長：**その他にもあると思いますが、それについては例えば申請段階ですね、運送事業の場合なのですが、こういうことがありまして、社長個人の所有している車両を会社に対して貸すのだという形で申請した場合にですね、許認可庁の方から、社長個人は車を相手に貸すのだから、リース業許可があるのか、という事をいわれた事があります。その時に、ではリース業とはどういう場合に業にあたるんですかと、許認可庁に逆に聞き返したことがあって、それは社長個人が当然その設立する会社に対一対一で貸すわけで、他者に営業目的で貸すわけではないので、それはリース業という業には値しないんじゃないのかという事で、口頭ですけれども、そのまま申請を受け付けていただいたという案件はあるんですよね。佐々木さんはどうですか。他になにかそういうような判断を要するようなものというのは。

**佐々木会員：**私はわりと最近、行政処分の方ですね、例えば事業者が事故を起こしたとか、巡回指導に入って改善命令に従わなかったもので、監査が入って行政処分を受けた。監査が入って行政処分を受けてる分にはですね、もうこちら側の会社の方の手打の方がはつきりしているんですけども、例えばその交通事故、死亡事故とかを起こしてです

ね、監査が入った場合の行政処分はまちまちなんですね。ある程度のラインで、行政処分の停止処分が何日なのかというのは決まっていますけれども、それにしても、これとこれとこれだろうというふうに考えていて、足していってもですね、それよりももっともっと多く、何百日停車という、車両停止というような処分がきたりするんですね。他の会社では、全然百何十日ですんだりするわけですよ。そういったものに対して今までは、全て会社の方での対応にさせていたのですが、最近はわりと間に入っていきが多くて、交渉しだいによってはやっぱりどんどん停止処分が下がっていくので、その辺ですよ、やっぱり。すごく不透明、不透明というかですね、不透明な部分が非常にあって、私が入ってくとそれが治まるならば、全部そこに入っていかなければならないのですけれどもね。なにか不思議だなと思っていたりするんですけどもね。

**荒木次長：**処分基準って明確にされていますよね、運送事業なんかでは。例えば、この行為を行った場合は何日停車の行政処分になりますよという、そういう基準があるにも関わらず、監査を行なった人間だとか処分対象の会社によっては、若干の誤差がでてくる部分っていうのはある。

**篠原副会長：**それは、例えば刑事事件の量刑なんかで一定の基準があっても、そのやはり幅があるのでしょうか、その中で悪質度だとか反省度だとか、そういう事で決められているのでしょうか。その辺は(行政処分等に関しては)もう、人見先生、羈束裁量とかその辺



に係ることで仕方ないことというふうに考えてますよね。

**人見教授：**そうですね。普通、申請に対して許認可を与えるという、特に営業許可なんかについては、裁量性はないですよ、基本的には。要件を満たしていたら許可与えなければいけない。これに対して許可を取り消すとか改善を命令する処分については、違反行為があるから絶対処分しなければならないということではなくて、行政の方で手広い自由がある、という意味で裁量性が認められているわけです。ただ、あまり野放図にやるといけないということで、きちんとした処分基準を定めているわけで、その処分基準の定め方として、これこれの場合には、1ヶ月以内のような上限を決めたり、あるいは下限を決めたりするということになりますから、幅は出てくるということでしょう。

そういう場合に、改善の命令をしようと思っている、こういう違反事実があるからだ、例えば根拠法令はこれだ、という事で聴聞をやりますよという通知が来たとします。そこで行政書士さんが代理をする場合、先ほどの立案者らの解釈は、紛争性が

ある場合はこれは弁護士しかできないけれども、例えば処分を争わないような場合は、行政書士もできるんだとしているわけです。問題は、先ほどのように違反したことは事実なので処分されるのはやむを得ない、しかし処分の程度がどの程度かという点について、それはちょっと重過ぎるんじゃないか、と主張する場合、これをどう考えるか。この場合、処分されることは仕方ないと言ってるんだから、紛争性はないんだと考えるか。いやいや、処分はされる上で1ヶ月にするのか1月半になるのか、この点で行政側の処分の程度の判断をもう少し軽くしてもらえないかという主張ですので、紛争があるともいえる。これは今後の解釈の問題となっていくことはありますね。

**篠原副会長：**申し上げていいですか。処分の程度に対する陳述だとか、防御について関与できるかということですよ。

**加藤会長：**従来は、こういう法律が、聴聞と弁明がなかったもので、処分を受けてから逆に来られる。処分を受けたので、例えば未成年の女



左：片岡会員 右：佐々木会員

の子を使っけていて、それでその女の子がアルバイトで働いていて辞めたと、コンビニで万引きをして、前職を聞いたらそのこのキャバレーに勤めていたと。それで、営業アウトという事で業者さんを代えて地方の方が申請してほしいとか、そういうこととか、例えば産業廃棄物の中間処分場をやっていたのだけれど、要は焼却処理をして埋め立てたと、それは小さい街なので噂になって処分を受けたので別会社でやるから申請をお願いしたいとか、処分を受けた後に今まで話が来てたと、ですから実際にそういう処分の事例に、立ち会った経過はないんですけどもね、最終的には争っても、いやもう焼却して埋めたてちゃったら、もう完全に違法なので営業停止くらう、許可の取り消しになっちゃうので、すぐ廃業届けをだして逆に違う会社で申請お願いしたいというような、そういうようなケースは何回かありましたのでね。こういう実際に処分を受けるときに争うことが、これから出てくるのかどうなのか、ダーティーだというようなケースが結構多いものですからね。行政処分の場合には、だからそこら辺こういうケースが、今後でてくるのかどうなのかちょっと、出てくれば一応対応したいというような考えは持っていますけれども。

**人見教授：**そうですね。今回の改正法の趣旨も、申請の時に携わっていた行政書士さんが、その申請によって得た許認可の取り消しであるとか、申請によって得た許認可に関わって違反行為があったので改善を命ぜられるというような場合にもその許認可の事務に関わっていた行政書士さんが、ずっと一貫して

弁明書を書くとか、あるいは聴聞の場合に行って、代わりに意見を述べるということができることが、非常に便利になるんだという事ですよね。それは今後十分あるのですよね。問題はどこまでやれるかっていう事です。

**酒井副会長**：私も1つよろしいですか。先程は先生の方から要するに不利益処分を争わない場合についてお話を伺ったんですが、例えば我々がその不利益処分の根拠となる法律の解釈とかそういったものを争うのではなくて、不利益処分を受けた事実を争ったり事実に対する資料を提示したりとか、それはやっぱり専門家である我々の方がだし易いと思うんです。そういうものまでもが弁護士法72条に触れるのであれば、我々の仕事ってのはもの凄く制限されるんですね。我々はここで、例えば行政書士の立場から確かに法律の解釈とか根拠とか、そういうものを争うのではなくて事実そのものに対する、いわゆる資料の作成とかそういったこと、これは行政書士の仕事だという主張はできないですか。

**人見教授**：おっしゃるとおりで、そこが重要なポイントだと思います。行政側が察知していない事実もあるという事を示すだけなので、決して行政側と争っているわけではない、と言える可能性があります。行政側も事実関係を全部わかっているわけではないので、行政書士が、いわば情報を提供するんだと、正しい処分をするために必要なもっと別な資料もあるのだという事を示しているだけであると言える場合はあると思います。行政側も、処分を最終的に決定しているわけ



ではなく、これから決定しようとしているので、その際に必要なデータを提供するんだと。もちろん、そのデータが依頼者側にとって有利な事実であるという事は十分あるわけですね。そこまで弁護士法72条に触れるっていう事になると、こうした確認的な規定をおいた意味が半減すると思うので、そこはいけるというふうに考えて良いのではないですかね。

**篠原副会長**：ちょっといいですか。私は、今、人見先生がおっしゃる以前にちょっと考えて思ったことがあるのですが、もし事実関係とかあるいは(法の)適用ですが、法の適用をもし争えないとすれば、逆に言うと行政不服審査法が先取りされてしまって、結局、何もできないと、事実の提示だけになってしまうということですね、逆に、ここの聴聞等の段階で、防御する段階で、もう行政不服審査法の中身、実態を先取りされてしまうということになってしまうので、その辺は、考えてもいいのではないかなと思っていました。その辺どうでしょうか。また先取りされるようであれば、あまり(改正法は、)役割を果たせないというか。

**人見教授：**ですから、本来は行政書士法1条の3の括弧書き、弁護士法72条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除くというこの括弧書きが無いほうがよかった。基本的に不利益処分をやる前の事前の手続なわけで、不利益処分が決定しているわけではない。正しい処分をするために相手方の言い分を聞いてるわけですから、その中ではまだ紛争性は十分に成熟していないと、行政側もまだ100パーセント確信持ってやっているわけではないので、相手方から情報を取ろうとしている。そういう段階なんだから紛争性はないとみて、したがってこの段階では弁護士法72条の法律事件というのは一切無いという前提に立って改正されればより良かったと思います。ただ、わざわざこういうふうに書いたって事は、やはり聴聞あるいは弁明の機会の中にも紛争性があるということをおある意味前提にしていますよね。

**篠原副会長：**そうですね。全体から見ると「法律事件に係る法律事務」という事は今まで(法文上明確に)なかったもので、それでまた弁護士法72条の中にその2つがあるんだよとここでは鮮明にされているのですけれども、逆にそれが手を縛る形になっているわけですよね。

**人見教授：**そのとおりですね。72条の及んでいる聴聞や弁明の機会の付与手続の中で、そういう紛争性があるというものが、どの程度のものかですね、その見極めが重要になってきます。例えば先程の例のように、処分されるのはしょうがない、ただ処分の具体的な中身、程度についていろいろ言いたい

というのはどうかとか、いろいろ応用問題はあると思います。それから先程の風営法のお話で、衝立を基準以上に作っちゃたので、もう処分されるのはしょうがないと、もうあきらめている場合に聴聞の通知がきたから、じゃあ100パーセント認めますよというような感じであれば代理しても全然問題ないと、ここはもうクリアだと思えますが。

**加藤会長：**聴聞の方が罪重たいんですか、先程の話で、弁明の機会の付与よりも。書面より口頭の方がきついんですかやっぱり。処分としては行政側の。

**人見教授：**やはり口頭で審査をするというのは、書面審査よりも慎重な手続で裁判の手続により近づいていますので。したがって相手方に与える不利益性の程度が高いものについてそういう慎重な手続をする、そういう仕分けになっています。

ここまでずっと不利益処分される事前の手続を話していますけど、許認可を申請してそれに対して許可するか不許可するの、その際に相手方に意見を聞く手続も、



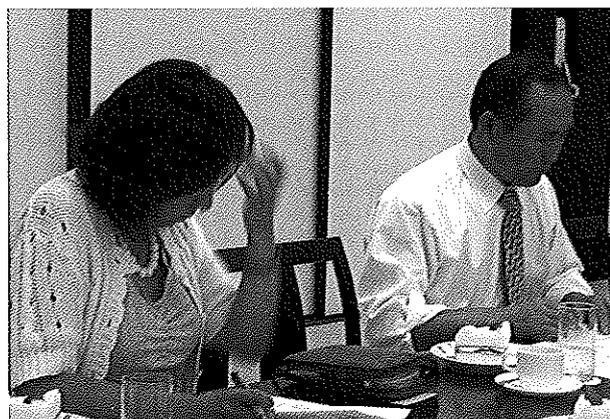
行政手続法上にはないんですけども個別法である場合があつて、その場合は基本的に紛争性がないと考えていいんじゃないでしょうか。自分は許可を下さいと申請したとき、行政側の方でそれを最終的に許可するかどうか判断する際にもっとこういう事もあるんですよというようなことを、どんどん言っていただけですから、紛争性がないと考えていいんじゃないでしょうか。

**佐々木会員：**運送業はですね、申請だす時に聴聞があるのですよ。そういったときに代理で出ることが可能だつて事ですよ。お客さんはもう現実の、ありのままをしゃべってしまつて、ありのままが当然書類になつていくのですが、本当になんかこう色々な事をしゃべってしまうので、いやそれはという話しになることが結構あるんですよ。それに関して最近はあるんです、もうないんですけど、代わりに計算の部分ですとか財務の部分ですとか社長がはつきり答えられないときがあるんですよ。そういったときに、何回も(行政庁に)行かなければならぬ、結局処理が延びてしまうというようなところがあつて、そういったときに私達がついて行って、口添えとかですね、代理をしてするというのは、これはもう可能だつて事ですよ。

**人見教授：**そうですね。それこそ本当に紛争性がない。行政手続法上にはないのですけれども、個別法律の中に許認可をするかしないかの決定をする際に、いわば申請に対する処分をする際に、相手方の意見を聞く手続があります。それは聴聞でもないし弁明の機会の付与でもなく、「意見の聴取」とか個別法律

でいろんな名称をつけてますけれども、そこは紛争性がない。今おっしゃったように、申請者がうまく説明できないというような場合に代理をするというのは、それはもうまさにぴったりじゃないですか。

**加藤会長：**だから申請者自体が、その財務の申請するときの中身なんて答えられないですよ。だいたいね。こちらだつてある程度考えて給料何か月分だとかいろいろいれてやりますのでね、やっぱり代理で出ている程度説明されたほうがいいのではないかと思いますね。ああいうところはね、特にね。



右：菊地会員

**佐々木会員：**問題は監査ですね。監査の時の対応だと思つて、どうなのかなと思つて今日楽しみにしてきたんですけどね。

**人見教授：**行政調査でいろいろ質問される時に受け答えを代理するというのは、私の解釈では聴聞でも弁明の機会の付与でもその他意見陳述の手続でもないという気がしますね。そういう時にも、実際に許認可のいろんな書類を作成したり、手続をした人がそこに立ち会う、そういう事が十分あつていいし、

この行政書士法の第1条の3の1号でいう業務ではないにしても、そういう場に立ち会っていろいろアドバイスをするというのはあっていいし、むしろ好ましいくらいじゃないかなと思います。

監査の結果いよいよ証拠をみつけた、こういう証拠でこういう営業停止命令を出すつもりであるということで聴聞の通知がきたら、そこから先は胸張って1条の3で代理できると思います。ただ、問題はそこで紛争性がありやなしやという先ほどからの点が問題になるという事だと思うんですよ。

**菊地会員：**僕はサポートだと思ってるんですけどね。

建設業の許可で実務経験が許可の要件になっている場合があって、その実務経験を証明するのに注文書や契約書等が必要になります。この注文書や契約書等に実務経験者でないといけない内容や専門用語で書いていることがあります。その証明資料を行政書士が持参して行って許可の実務経験の要件としてはある程度説明できますが、その申請者本人に同行してもらって補足説明していただかないとわからないことがあります。でも、その人が必要な情報を説明しているかあまいな場合は、行政書士が「それは、このことです。これは、このことです。」と窓口の担当者に説明することがあります。そんな風にして二人三脚で説明や解説をすることがあります。

実務経験はその実務経験に携わった人しかわからないような記載がたくさんあります。でも、本人が十分に説明できるかっていうと足りないところもあつたりしますので、その場合は行政書士も実務経験の説明



をするというサポートの形でやったりしています。

**人見教授：**それ自体は代理じゃないですね。

**菊地会員：**代理ではないです。サポートです。

**人見教授：**法律で規定されている代理の仕事ではない、別の仕事だということだと思うんですよ。構わないと思うのですけれども。

**菊地会員：**はい。まったく問題ないと思います。許認可を取る時のすごく大事な仕事(サポート)だと思っています。そうですね、今回のテーマは聴聞や争いのある時に我々がどのように関わっていくかということでしたね。

**人見教授：**先程より、不利益な処分をされる、例えば停止命令をされる、許認可の取り消しをされる際に、法令違反したことは間違いないと、被処分者が自認してるような場合に代わりに行って、爾々と答弁するだけであれば全然問題ないけれども、処分をするのはおかしいという事を主張しようとする弁護士法との関係が問題になってくるんですよ。

**菊地会員：**ここから進まないですね。弁護士法72条、これを考えるとまったく進まないですね。

**人見教授：**おっしゃるとおりですね。ただ、こういう形で、おそらく弁護士法の72条の、最初に副会長さんがおっしゃった、3条の法律事務全てというような極端な解釈による限界は影を潜めたってということじゃないでしょうか。

**篠原副会長：**いずれにしても、法律ここには事件性、72条は事件性は何もいらないうのが、法律事務は全部入るんだというのが、公式的なね、公式的な見解ですよ。これは(弁護士)会としての見解で個人の方はそれぞれ違うようですけどね。

**人見教授：**その点は、こういう条文になったことでかなりクリアになったとは思うのです。ただ、逆に紛争性があるやつはダメだというふうになってしまったわけですが。

**篠原副会長：**確かに先生のお話みたいに紛争といいですか、まな板にのつたものが処分はいいけれどもどこまで、そこを焦点にするのでも処分する自体を争う場合、その争う場合でも事実が違うから争うのと、事実プラス基本が違うんだと、そういうふうに分けて考えるのということと、後はですね、今までの仕事の中でそれに見合うというかそれに対応するような事案があったかどうか思い浮かべて、また、あるいは将来こういうものがでてくるんじゃないかと。

**佐々木会員：**例えば、運転手が居眠りして死亡事故を起こして(会社が)不利益処分を受ける。必

ず加害者の今までの働いてた状況とか全部調べると思うのですが、最近こういったケースが非常に多くてですね、居眠りは執務権という事で会社にも重大な過失があるというふうにみなされて、会社側が処分を受けることが非常に多いんですが、正直言ってドライバーさんの私生活の問題がありまして、会社がいくら管理しても及ばないところというのはあると思うんですね。帳面づらを見ていくとどうしても会社側の責任も免れないとか、過重労働だとかそういうことで、ちょっと過大な処分を受けようだった場合に、会社側はこういうこともやっていたんだと、こういう事もやってたし、こういう事もやってたと、そういったところは、そうですね反対事実の提示だけに限定されるのか、若しくはそこが会社としてはきちんとやってたんだよという事でそういった戦う姿勢をみせては、そこはいけないんだよっていうふうに解釈するんですね。もうこういう事は会社としてやりましたという、事実の提示だけで私達はそこに制約されてしまうんですね。



左：吉田会員 右：斉藤部長

**人見教授：**それはそういう解釈もありうるという事だ  
 と思います。そういう事実をその処分の量  
 刑と言ったらちょっとあれですけども、処  
 分の内容に反映させるべきだということ  
 をいうと、それだけで紛争性有りとは言  
 いきれないと思います。先ほども触れた  
 点ですが、それは構わないんじゃないで  
 しょうか。

**加藤会長：**事実は事実として、こちらの反対証明とい  
 うか、その中身をちゃんと説明できるよ  
 うに、それは紛争性じゃなくて例えば事  
 実の確認というか、こちらの方の処分  
 を軽減させる様な事実証明のうちの1つ  
 ではないかという気がするんですよ。

**酒井副会長：**人見先生、一点ちよつとご質問させてい  
 ただいていいですか。行政書士法1条の3  
 の規定ぶりなんですけど、これっていう  
 のは、いわゆる聴聞、弁明の機会を我々  
 が与えられるのは、行政手続法の第2  
 条第3号に規定するっていうふうにし  
 てあるんですが、そうすると行政手続  
 法の第2条第3号っていうのは、いわ  
 ゆる申請行為であつて4号の不利益処  
 分ではないんですね。今、我々がお話  
 させてもらってるのは、いわゆ

る不利益処分に対する聴聞又は弁明の  
 機会の付与を主に話してるんですけど  
 も、あえてこの第3号って書いて第4号  
 を含まなかったという事で、いわゆる  
 許可とか不許可に対する聴聞とか弁明  
 の機会に制限されるという解釈、採ら  
 れるおそれはないんですか。

**人見教授：**それはおそろくないと思  
 います。その「許認可等」という概念  
 の定義が2条の3号で申請の定義の中  
 に組み込まれていますね。第2条第3  
 号で、「申請とは法令に基づき、行政  
 庁の許可、認可、免許、その他の自己  
 に対し何らかの利益を付与する処分  
 (以下、許認可等という。)云々」と。す  
 なわち、「許認可等」というのは「許  
 可、認可、免許、その他自己に対し何  
 らかの利益を付与する処分」を指す。  
 この「許認可等」という言葉が、例  
 えば不利益処分の中でも使われている  
 わけですね。

**加藤会長：**ふせぐことの効力を失  
 わせる処分とか。

**人見教授：**そうです。そういう事  
 でしたが、戻って行政書士法の第1  
 条の3の第1号で行政手続法2条第  
 3号に規定する「許認可等」と言っ  
 ているのは、行政手続法で問題にし  
 ている手続のうち許認可の手続に限  
 定するという意味ではなくて、「許認  
 可等」という意味だよという事を示  
 すために「行政手続法第2条第3号  
 に規定する」と書いてるだけだと思  
 います。

**加藤会長：**いわゆる利益処分だけ  
 ではなく不利益処分も、この条文  
 中というか範疇に含めて解釈する  
 事になるという。



**人見教授**：そうです。「許認可等に関して行われる」という、この「に関して」というのは、決して申請に対して許認可をする、あるいは拒否する、不許可にする、というだけではなく、許認可に対して行われる、許認可を取り消すとか、許認可に付けられた条件に違反しているから改善を命令するとか、そういうものも含むという意味だと思います。

**加藤会長**：じゃあまり気にする事はないって事ですね。わかりました。

**人見教授**：実際、参議院での審議では、許認可の取り消しなどの不利益処分について、適用されることを当然の前提に議論されています。

**酒井副会長**：そういう事だったらいいんですけど、あえてなんで第2条第4号はなくて、第3号って限定してるのかなというふうに思いました。

**荒木次長**：どうですか、吉田先生は今までのお話を聞いていて、今後例えば仕事に役立てられそうな部分とか。

**吉田会員**：やっぱり先程の繰り返しになってしまうとは思いますが、不利益処分そのものを争うんじゃなくて、「不利益処分は不利益処分を受けましょう。ただし、これこれこういう事情がありますので罪一等処分を減じてください。」ということをやるとはどうかと、やっぱりそこは「紛争性」の問題になるのかならないのかというのは、ちょっと考えてしまいますよね。



**人見教授**：私としては、そういうことまでは、紛争性がないというふうに考えていいんじゃないかと思いますけど。

**吉田会員**：そこに紛争性がないのであれば、例えば1ヶ月の営業停止処分であつたら、「1カ月ギリギリではなくてそれを1週間なり2週間なりにしてくださいよ。」という主張をしないまでも、「これこれこういう事実(事情)がございますので……。」という主張は、できるのであろうという気はしてきますね。

**荒木次長**：だいぶ時間ももう1時間くらい経ってきたのですが、ちょっと私の方から、今後、例えば我々が、これを仕事に生かしていくうえでどういったことが考えられるのかという事を考えていたんですけども、例えばこういう不利益処分等を考えた時に、事業者さんがそうならないために我々が出来る事はあるだろうなという部分、予防法務と一時言われていたけれども、あらかじめこういったことをすると処分の対象になるんですよ、ですからそうならないために適正な事業をしていってもらうためにアド

バイスをしていく、その中での仕事のやり方という部分、それと例えば実際に先程から言っている監査とかそういったことになった場合の対応、そして万が一の時というものを作成するという事も考えられるだろうし、先程加藤会長がおっしゃっていましたけれども、処分後の仕事というものもあるのかなというふうに思いますね。その処分を受けた場合に、その後事業をやめてしまうのか、若しくは違う方がその事業を引き継いで、また正規な形で事業を行っていく、そのために我々がサポートして書類の作成をするとか、いろいろなことが考えられると思いますが、そういう部分ではどうですかね。菊地先生も役立てたりすることを考えますか。

**菊地会員：**役立てたいとは思いますが。許認可申請に必要な情報や書類が多岐に亘っているとき、その許認可が要件として求めているものを事前に打合せし、取捨選択して申請します。

許認可申請の専門家として、許可を取るためのノウハウ、法律が求めているものは何かを熟知して許認可申請しています。予防法務として、「不許可」にならないよう、また、「取消」処分にならないように普段から気をつけています。それをあらためて意義づける必要があるのか疑問に思います。

**加藤会長：**産廃なんかね、処分の取り消しになると、新聞に載りますからね。報道されますからね。だからやっぱりきちっと業者さんを指導しない事には、行政庁っていうのはもう認知したら、要は知っちゃったら何日以内にと必ず言ってきますので、それをやらないと新聞にでてしまいますので、やっぱり



右：酒井副会長

そこら辺をきちっと我々が指導していかないとマズイ事になるんだろうなという気はしますけどね。

**篠原副会長：**そうですね。予防法学的な見地から言うと私がやってる仕事などで、例えば内容証明を出すことがありますね、そしてこれが弁護士さん、相手方の弁護士さんが見てまた訴訟になってもと(それらを)想定して書いてますよね。そういうのを許認可に関しても、今度はそういう射程を考えながら作っていくという視点は必要かもしれませんね。こういう仕事が私達の武器として与えられているわけですから、そういう事が必要な気がします。

**荒木次長：**佐々木先生は、けっこう運送事業関係なんかではやってますよね。

**佐々木会員：**私はですね、例えばというか実際には、もう渋々やっていたりとか、これどうなんだろうなとか思いながらね自分の立場。

**加藤会長：**おっかなびつくり。

**佐々木会員：**どうなんだろうなと思いながらやっていたところの領けができたというか、出て行っていいところと、それ以上はいけないようなラインとは、前より絶対明確になっていると思うので、その辺で非常に動きやすくなりました。

**加藤会長：**一步前進。

**佐々木会員：**二歩も三歩もですね。

**篠原副会長：**ちょっと補足させてください。先程私が（内容証明に関して）申し上げたのは、その当時はまだ紛争性がなくてですね、話し合いて解決できる段階で内容証明書いていると、そういう意味ですので紛争の真っ只中で書いているというふうには思わないで下さい。

**荒木次長：**片岡先生の方は。

**片岡会員：**はい、私は主に障害福祉サービスの事業者の指定申請ですとか、顧問業務をやっているんですけども、人員基準を満たしていないと、その満たしていなかったかった時点



から、報酬が不正請求という形で返還命令とかがありますから、その辺人員基準がきちんと満たされてるかどうかという部分のチェックについては、事業者さんには定期的に伺って、確認しています。そういうことになった場合は、行政の方はいつの時点から人員基準が満たされなくなっていて、この時点から報酬の返還という判断になっても、事業者側がもうちょっと後から満たされていないかったという主張になると、その報酬の返還の額が大きく変わってくる可能性がありますので、その辺の事実を争うという部分で聴聞代理の意見陳述ですとか書類の提出がどういう業務になってくるのかという関心はあります。

**人見教授：**今のが、弁護士法の法律事件に関する法律事務に当たるかどうかということですね。先程の、処分されるのもうしょうがない、その中身、要件みたいなものについてはまだ紛争性が成熟していないだと、行政側も一応処分する積もりだと言ってますけども、あくまでも原案にとどまっているわけで、それを最終的な決定に成熟させるためにこっち側が情報を出して、証拠を出しているだけであって、紛争性はないんだという解釈は十分ありえると思います。

**篠原副会長：**いいキーワードですね。紛争性が「成熟していない」という表現は。頭に凄く入りますね。

**佐々木会員：**交渉って事ですか。

**人見教授：**そうですね。

**荒木次長**：はい、これで1時間既経ってしまいましたので本日はこれで終わらせていただきたいと思います。

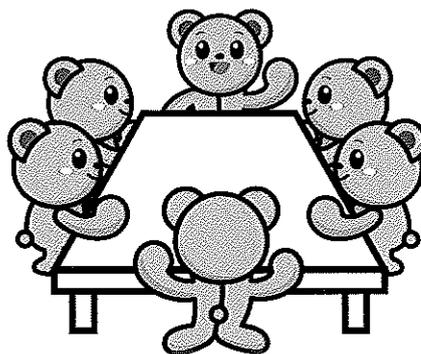
— 同：お疲れ様でした。

**荒木次長**：最後に酒井副会長の方から。

**酒井副会長**：今日は、人見先生どうもありがとうございました。今日勉強しましていろいろなことに気がついたんですけど、皆さんも当然ご承知の通り、いわゆる業務を代理するっていうことは、お客さんの代わりに代行するのは全然違っていて、当然自分の名前での意思表示で仕事をするわけですから、間違ったことをやっても、例えば出席するのが、自分が欠席すれば本人が欠席したことになります。そう意味で非常に危ない、危ないというか重要な仕事を我々がこれからやろうとしている。行政手続法一つについても行政法についての一般法であって、これを十分皆さんが勉強し、習熟するとともに自分達に関わってる業務のいわゆる個別法務ですね、個別法務、業務はほとんど一般法ではなく個別法に関わる仕事を

これからやるわけですから、我々は当然ですが会員の皆様にも、会報なり研修なりを通じて十分な勉強をしてもらうように、これからみんなで努力していきたいと思いません。今日はどうもありがとうございました。

— 同：ありがとうございました。



**設問**

いわゆる迷惑防止条例において「卑わいな言動」の解釈が問題となった事件について。

**回答**

北海道では、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和40年北海道条例第34号)が定められています。同条例2条の2第1項4号の「卑わいな言動」の解釈について、平成20年11月10日の最高裁第三小法廷判決が示されました。

本件判決における事実の概要および理由は以下のとおりです。

「被告人は、正当な理由がないのに、平成18年7月21日午後7時ころ、旭川市内のショッピングセンター1階の出入口付近から女性靴売場にかけて、女性客(当時27歳)に対し、その後を少なくとも約5分間、40m余りにわたって付けねらい、背後の約1ないし3mの距離から、右手に所持したデジタルカメラ機能付きの携帯電話を自己の腰部付近まで下げて、細身のズボンを着用した同女の臀部を同カメラでねらい、約11回これを撮影した。」

以上のような事実関係において、「被告人の本件撮影行為は、被害者がこれに気付いておらず、また、被害者の着用したズボンの上からされたものであったとしても、社会通念上、性的道義観念に反する下品でみだらな動作であることは明らかであり、これを知ったときに被害者を著しくしゅう恥させ、被害者に不安を覚えさせるものといえるから、上記条例10条1項、2条の2第1項4号に当たるといべきである。」と判示しました。

本件においては、裁判官1名の反対意見があり、その内容は、次のとおりです。

『本件における被告人の行為は、本件条例2条の2(以下「本条」という。)1項4号の構成要件には該当せず、したがって、被告人は無罪であると思料する。』

1. 本条は以下のとおり規定している。第2条の2「何人も、公共の場所又は公共の乗物にいる者に対し、正当な理由がないのに、著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。(1)衣服等の上から、又は直接身体に触れること。(2)衣服等で覆われている身体又は下着をのぞき見し、又は撮影すること。(3)写真機等を使用して衣服等を透かして見る方法により、衣服等で覆われている身体又は下着の映像を見、又は撮影すること。(4)前3号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。2. 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態の人の姿態を、正当な理由がないのに、撮影してはならない。」
2. 本件条例の規定内容から明らかなように、本条1項4号(以下「本号」という。)に定める「卑わいな言動」とは、同項1号から3号に定める行為に匹敵する内容の「卑わい」性が認められなければならないといべきである。そして、その「卑わい」性は、行為者の主観の如何にかかわらず、客観的に「卑わい」性が認められなければならない。かかる観点から本件における被告人の行為を評価した場合、以下に述べるとおり、「卑わい」な行為と評価すること自体に疑問が存するのみならず、被告人の行為が同条柱書きに定める「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような行為」には当たるとは認められない。

以下、分説する。

### 3. 「臀部」を「視る」行為とその「卑わい」性について

本件では、被告人が被害者とされる女性のズボンをはいている臀部をカメラで撮影した行為の本号の構成要件該当性の有無が問われているところから、まず、「臀部」を被写体としてカメラで撮影することの「卑わい」性の有無の検討に先立ち、その先行概念たる「臀部」を「視る」行為について検討する。

(1)本件では、被害者たる女性のズボンをはいた「臀部」は、同人が通行している周辺の何人もが「視る」ことができる状態にあり、その点で、本条1項2号が規制する「衣服等で覆われている部分をのぞき見」する行為とは全く質的に異なる性質の行為である。

(2)また、「卑わい」という言葉は、国語辞典等によれば、「いやらしくてみだらなこと。下品でけがらわしいこと」(広辞苑(第6版))と定義され、性や排泄に関する露骨で品の無い様をいうものと解されているところ、衣服をまとった状態を前提にすれば、「臀部」それ自体は、股間や女性の乳房に比すれば性的な意味合いははるかに低く、また、排泄に直接結びつくものでもない。

(3)次に、「視る」という行為の側面からみた場合、主観的には様々な動機があり得る。「臀部」を視る場合も専ら性的興味から視る場合もあれば、ラインの美しさを愛でて視る場合、あるいはスポーツ選手の逞しく鍛えられた筋肉たる臀部にみとれる場合等、主観的な動機は様々である。しかし、その主観的動機の如何が、外形的な徴憑から窺い得るものでない限り、その主観的動機は客観的には認定できないものである。

もっとも、「臀部を視る」という行為であっても、臀部に顔を近接させて「視る」場合等には、「卑わい」性が認められ得るが、それは、「顔を近接させる」という点に「卑わい」性があるのであって、「視る」という行為の評価とは別の次元の行為である。

(4)「臀部を視る」という行為それ自体につき「卑わい」性が認められない場合、それが、時間的にある程度継続しても、そのことの故をもって「視る」行為の性質が変じて「卑わい」性を帯びると解することはできない。もっとも、「視る」対象者を追尾したような場合に、それが度を越して、軽犯罪法1条28号後段の「不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとった者」として問擬され得ることは、別の問題である。

#### (5)小括

以上検討したとおり、「臀部を視る」行為自体には、本条1項1号から3号に該当する行為と同視できるような「卑わい」性は、到底認められないものというべきである。

### 4. 「写真を撮る」行為と「視る」行為との関係について

人が対象物を「視る」場合、その対象物の残像は記憶として刻まれ、記憶の中で復元することができる。他方、写真に撮影した場合には、その画像を繰り返し見ることができる。しかし、対象物を「視る」行為それ自体に「卑わい」性が認められないときに、それを「写真に撮影」する行為が「卑わい」性を帯びるとは考えられない。その行為の「卑わい」性の有無という視点からは、その間に質的な差は認められないものというべきである。

本条1項2号は、上記のとおり「のぞき見」する行為と撮影することを同列に評価して規定するのであって、本件条例の規定振りからも、本条1項は「視る」行為と「撮影」する行為の間に質的な差異を認めていないことが窺えるのである。なお、本条1項3号は、本来目視することができないものを特殊な撮影方法をもって撮影することを規制するものであって、本件行為の評価において参照すべきものではない。もっとも、写真の撮影行為であっても、一眼レフカメラをもって、「臀部」に近接して撮影するような場合には、「卑わい」性が肯定されることもあり得るといえるが、それは、撮影行為それ自体が「卑わい」なのではなく、撮影行為の態様が「卑わい」性を帯びると評価されるにすぎない。

5. 「卑わい」な行為が被害者をして「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるよう

な]行為である点について

被告人の行ったカメラ機能付き携帯電話による被害者の臀部の撮影行為が、仮に「卑わい」な行為に該当するとしても、それが本号の構成要件に該当するというためには、それが本条1項柱書きに定める、被害者をして「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような行為」でなければならない。なお、その行為によって、被害者が現に「著しくしゅう恥し、又は不安を覚える」ことは必要ではないが、被害者の主観の如何にかかわらず、客観的に「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような行為」と認められるものでなければならない。

ところで、本条1項の対象とする保護法益は、「生活の平穩」であるところ(本件条例1条)、それと同様の保護法益を保持することを目的とする法律として、軽犯罪法があり、本件の規制対象行為に類するものとしては、「正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないような場所をひそかにのぞき見た者」(1条23号)や、前記の「不安若しくは迷惑を覚えさせるような仕方他人につきまとった者」(1条28号後段)が該当するところ、法定刑は、軽犯罪法違反は拘留又は科料に止まるのに対し、本条違反は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されるのであって、その法定刑の著しい差からすれば、本条1項柱書きに定める「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせる行為」とは、軽犯罪法が規制する上記の各行為に比して、真に「著しく」「しゅう恥、又は不安」を覚えさせる行為をいうものと解すべきものである。

#### 6. 本件における被告人の行為

原判決が認定するところによれば、被告人は被害者の背後を約5分間、約40m余り追尾して、その間カメラ機能付きの携帯電話のカメラを右手で所持して自己の腰部付近まで下げて、レンズの方向を感覚で被写体に向け、約3mの距離から約11回にわたって被害者の臀部等を撮影したというものである。

そこで、その被告人の行為について検討するに、その撮影行為は、カメラを構えて眼で照準を合わせて撮影するという、外見からして撮影していることが一見して明らかな行為とは異なり、外形的には撮影行為自体が直ちに認知できる状態ではなく、撮影行為の態様それ自体には、「卑わい」性が認められないというべきである。

また、その撮影行為は、用いたカメラ、撮影方法、被写体との距離からして、被写体たる被害者をして、不快の念を抱かしめることがあり得るとしても、それは客観的に「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせるような行為」とは評価し得ないものというべきである。

加えるに、4で検討したとおり、「臀部」を撮影する行為それ自体の「卑わい」性に疑義が存するところ、原判決に添付されている被告人が撮影した写真はいずれも被害者の臀部が撮影されているが、腰の中央部から下半身、背部から臀部等を撮影しているものであって、「専ら」臀部のみを撮影したものとは認められず、その画像からは、一見して「卑わい」との印象を抱くことのできないものにすぎない。

#### 7. 結論

以上、検討したところからすれば、被告人の本件撮影行為それ自体を本号にいう「卑わい」な行為と評価することはできず、また、仮に何がしかの「卑わい」性が認め得るとしても本条1項柱書きにいう「著しくしゅう恥させ、又は不安を覚えさせる」行為ということではできないのであって、被告人は無罪である。』

# 登録識別情報制度について

今般、平成18年5月に道路運送車両法の一部が改正され、平成20年11月4日より施行されたことにより、道路運送車両法第18条の2(登録識別情報の通知)及び第18条の3(登録識別情報の提供)による登録識別情報制度が始まりました。

現行制度との違いについて、概略を簡単に説明いたします。

1. 自動車検査証(車検証)が2種類となったこと。  
通称Aタイプ車検証(現行のもの)と通称Bタイプ車検証(登録識別情報通知を希望した所有者用)の2種類
2. 抹消登録証明書が登録識別情報通知書へ変更となったこと。  
(登録識別情報通知書となったことにより使用者欄が削除され、登録識別情報が2次元バーコードにより通知書に埋め込まれたこと。)
3. 登録識別情報通知を希望した所有者に合併、分割、住所若しくは名称に変更があった場合でも使用者は車検証を返付する必要がなくなったこと。

1. については、所有者・使用者が同一又は登録識別情報通知を希望しない所有者が所有権留保しているものについては、Aタイプの車検証が交付されます。登録識別情報通知を希望する所有者が所有権留保しているものについては、Bタイプの車検証が交付され、11月4日以前に登録されたAタイプ車検証である自動車であっても以後、所有者が登録識別情報通知を希望した場合、使用者が継続検査等の申請により運輸支局に車検証を返付することにより、Bタイプ車検証として交付されます。また、Bタイプ車検証を所有権留保の解除により所有者・使用者が同一となる移転登録をした場合は、Aタイプ車検証が交付されます。Bタイプ車検証は、所有者情報が車検証備考欄に記載されます。注意点としては、登録識別情報通知を希望する所有者が一括移転、変更の申請を行っている最中は、二重登録の防止のため、登録関係の申請が一時できないことがあります。(継続検査、自動車検査証再交付、検査標章再交付、登録事項等証明書交付等については、可能)

2. については、今後一時抹消登録をする自動車については、登録識別情報等通知書が交付されます。11月4日以前に交付された抹消登録証明書は、そのまま有効です。輸出抹消仮登録証明書若しくは輸出予定届出証明書により輸出を予定していたものを取り消して返納した場合は、登録識別情報等通知書が交付されます。(輸出予定届出証明書を返納し、登録識別情報等通知書の交付を受ける場合、350円の手数料が無料となります。)

3. については、道路運送車両法第12条(変更登録)第13条(移転登録)により所有者住所、氏名他変更があった場合は、15日以内にその登録をしなければならないと規定されているものであるが、現状では、使用者の変更等がなければ変更、移転の登録がなされていないケースがほとんどです。この制度は、大量に所有権を有する所有者(ディーラー、リース会社等)に合併等の変更があった場合、使用者から自動車検査証を回収し、変更後使用者に返付する必要がなく、一括申請することにより、手間が省け、手数料についても一括納付できるというメリットを設け、法令遵守を促進する目的があります。また、使用者にとっては、販売会社、リース会社の度重なる合併等があった場合にも最新の所有者が誰なのかを把握できるというメリットもあります。

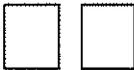
※小型二輪自動車、軽四輪自動車については、自動車検査証から所有者情報の削除は行わないこととなっています。

番号 02728

# 登録識別情報等通知書

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	車台番号							
札幌 599 ち 257		平成 20年12月17日	平成 10年 6月	RF1-111088							
車名				型式				原動機の型式			
ホンダ				E-RF1				B20B			
所有者の氏名又は名称		北海 太郎									
所有者の住所		北海道札幌市清田区里塚5条2丁目2番15号 [50010 0235]									
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量	
小型	乗用	自家用	ステーションワゴン		8人	-kg		1480kg		1920kg	
総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
1.97 kw L	ガソリン		08504	0032	460cm	169cm	183cm	840kg	-kg	-kg	640kg
有効期間の満了する日		平成 20年12月10日									
備考		<p>[札幌]、一時抹消登録 53年度排ガス適合 [旧自動車登録番号] 品川77 り6566 以下余白</p>									

2次元バーコード  
登録識別情報データを埋め込み



平成20年12月17日

札幌運輸支局長

**【注意事項】**

1. 本通知書は再発行できませんから、大切に保管して下さい。  
(自動車の新規登録、輸出の届出等をする場合に必要になります。)
2. 一時抹消登録された自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に交付して下さい。

※ 一時抹消登録時に交付(従来の抹消登録証明書役割)

# 平成20年度 新入会員研修会(後期)が 開催されました

平成20年11月14日(金)、15日(土)の2日間にわたり、札幌市教育文化会館において平成20年度新入会員研修会(後期)が開催されました。前期に引き続き今回も、全道から両日100人を超える会員の参加がありました。

1日目は函館支部の吉田壽美子会員による「相続」と、本会の高度情報化委員会による「電子定款」の講義が行われました。相続の講義では、講師の豊富な業務経験と書籍には載っていないような実務に即した細かな情報にも触れた話があり、多くの行政書士が携わる業務とあって参加した会員は熱心に耳を傾けていました。

2日目は、札幌支部の伊藤順一会員による「自動車登録」の講義があり、講師が長期間携わってきた業界の歴史や変容とマーケットの変化、基本的な登録作業について講義が行われました。

最後に、本会加藤会長からの挨拶、修了証の授与が行われ、本年度の4日間にわたる新入会員研修会が終了しました。



講師：函館支部 吉田壽美子会員



講師：札幌支部 伊藤順一会員



会場の様子



会場の様子

## 申請取次行政書士管理委員会からの大切なお知らせ

申請取次の資格者を証明する届出済証明書の有効期間は3年間です。証明書の有効期間満了の4ヶ月前から2ヶ月前位までに必要な書類を整えた上で、本会事務局に申請してください。

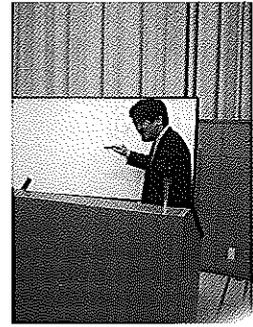
平成21年1月より、新規・更新届出の受付は毎月末日締めとさせていただきます。新届出済証明書が発行されるまで、さらに1か月程度かかる見込みですので、業務に支障がないように余裕を持って申請を行なってください。

届出済証明書の有効期間の間に、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会の指定する実務研修会を1回以上受講する必要があります。受講していない場合または更新期間が既に経過している場合には、更新届出ができませんのでご注意ください。



# 平成20年度 著作権相談員養成研修

平成20年11月21日、札幌市教育文化会館にて北海道行政書士会 業務部・研修委員会の実施(講師は業務部長の宮元仁会員)の下、「平成20年度著作権相談員養成研修」が行われました。9時30分から16時50分までの6時間に及ぶ長時間の講義でしたが、参加者38名は集中して講義を聴いていました。講義終了後に行われた効果測定で参加者は、当日に聴いた講義を思い返しながら、一生懸命取り組んでいました。



## 平成20年度 「著作権相談員養成研修」効果測定合格発表

効果測定実施結果、相談員名簿登載基準達成者について発表致します。

達成者29名 敬称略

実施年月日 平成20年11月21日(金)

実施場所 札幌市教育文化会館

実施者 北海道行政書士会(業務部・研修委員会)

会員番号	支部	氏名
4891	札幌	石田 恵介
4896	札幌	石飛 貞典
4898	札幌	太田 満
3909	札幌	大沼 準
4866	札幌	越智 敦子
3611	札幌	菊地 利夫
4763	札幌	木村 彰男
4740	札幌	小島 佳代
4842	札幌	今 英樹
4155	札幌	齋藤 康文
4895	札幌	佐々木 伸
4811	札幌	塩坂 壇
3958	札幌	篠原 賢吾
4666	札幌	白井 詠二
4821	札幌	田丸 浩平

会員番号	支部	氏名
4861	札幌	長島 靖子
4789	札幌	新田 和代
4731	札幌	野口 哲郎
4676	札幌	橋本 善博
4677	札幌	長谷川 征輝
4788	札幌	原田 哲男
4781	札幌	藤永 誠一郎
4595	札幌	前田 景介
4801	札幌	増田 義雄
4852	札幌	南方 美智子
4870	札幌	村部 貫志
3234	札幌	山田 憲彦
4858	札幌	山本文夫
4907	小樽	源 秀人

# NewFace 新入会員



よしだ のりゆき  
**吉田 則幸** 昭和29年7月28日生  
 函館支部 平成20年11月1日入会  
 事務所 函館市深堀町6番9号  
 TEL 0138-52-0566  
 FAX 0138-52-0566

(コメント)



ながの げんた  
**長野 源太** 昭和56年1月5日生  
 札幌支部 平成20年11月1日入会  
 事務所 札幌市東区北26条東1丁目3番27号  
 公正ビル1F  
 TEL 011-753-6170  
 FAX 011-753-6171

(コメント)

この度、平成20年11月1日に登録させていただきました。今までは補助者として業務に取り組んできましたが、これからは1人の行政書士として精一杯頑張っていこうと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。



くはた かつひこ  
**窪田 克彦** 昭和39年9月2日生  
 札幌支部 平成20年11月1日入会  
 事務所 札幌市北区百合が原5丁目1番1-202号  
 TEL 011-773-5764

(コメント)



こんの ひろあき  
**紺野 弘明** 昭和30年9月24日生  
 室蘭支部 平成20年11月1日入会  
 事務所 室蘭市八丁平1丁目34番1号  
 TEL 0143-44-2058

(コメント)

## 会議開催状況 <11月>

### < 理事会・常任理事会・正副会長会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第9回常任理事会	平成20年 11月 14日	本会会議室	①報告事項 (1)日行連関係 (2)各部からの報告 ②協議事項 (1)北海道行政書士会会則施行規則について (2)長期会費等滞納整理委員会の新委員について (3)仮成年後見制度検討委員会の委員について (4)職務上請求書払い出し郵送方法等について (5)当面する課題について (6)その他

### < 委員会 >

会議名	開催年月日	会場	主な議題
第8回登録調査委員会	平成20年 11月 5日	本会会議室	登録調査 新規3名、変更8名
第3回高度情報化対応委員会	平成20年 11月 6日	本会会議室	
第2回申請取次行政書士管理委員会	平成20年 11月 11日	本会会議室	
第14回ホームページ運営委員会	平成20年 11月 12日	本会会議室	
第12回会報編集委員会	平成20年 11月 13日	本会会議室	
第2回長期会費等滞納整理委員会	平成20年 11月 14日	本会会議室	
第5回研修委員会	平成20年 11月 15日	本会会議室	
第2回60周年記念事業準備特別委員会	平成20年 11月 21日	本会会議室	
第4回ADR委員会	平成20年 11月 26日	本会会議室	
第13回会報編集委員会	平成20年 11月 27日	本会会議室	

## 編集後記

2年続けて新年号の編集後記を担当することとなり、平成20年を振り返ってみました。会報編集委員会も、激動する社会情勢の縮小版かのように、例年以上に論議を重ねつつ編集作業に取り組んだ年だったように思います。「会報」の使命の一つに、タイムリーな情報を会員の皆さまに正確にお伝えするということがありますが、業際問題がからむ内容は殊に慎重を期する必要があります。成年後見、ADR、行政書士法改正に伴う聴聞代理など、新たな業務分野として基盤固めに力が注がれている今、その現状を、会報の中でどのように伝えればよいか、「苦悶」「迷走」しました。そして、「紆余曲折」ありながら、何とか年6回の発行にこぎつけた次第です。ただ、毎回生みの苦しみを味わいつつも、知恵を絞る多くの方々の協力を得て一つのを創り上げる連帯感と達成感は、行政書士業務とは一味違うものがあります。これが、会報編集委員の役得なのかもしれません。

平成21年も、会報編集委員一同、より会員の皆さまに喜んでいただけるような紙面作りに心がけてまいりたいと思います。今後ともご指導ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

## 逝去

ここに謹んで、  
ご冥福をお祈りします。

十勝支部 三一六九番

茂木義美

去る平成二十年十月七日にて永眠

(享年七十歳)

## 目次

新年挨拶 北海道知事	2	申請取次行政書士管理委員会からの	36
日本行政書士会連合会会長	3	大切なお知らせ	
北海道行政書士会会長	4	平成20年度 著作権相談員養成研修	37
支部長挨拶	5～10	平成20年度 「著作権相談員養成研修」	
新春特集<座談会：改正行政書士法>	11～30	効果測定合格発表	37
判例研究室No. 13	31～33	新入会員	38
登録識別情報制度について	34～35	会議開催状況(11月)	38
平成20年度 新入会員研修会(後期)が		ご逝去	39
開催されました	36	編集後記	39

2009. 1. 第293号

発行人：加藤 隆夫

発行所：北海道行政書士会

平成20年12月25日発行

編集人：松井 隆文

印刷所：(株)スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西10丁目1番4号

北1条サンマウンテンビル5階

TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

北洋銀行札幌営業部 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224番

## 会員数の概要

総会員数				前年同月比	前月比
1,509 (個人1,500・法人9)				+ 27	± 0
男性	1,371	女性	129		

平成20年11月末現在

次号の記事の締切は2月末です。

おまかせください

# 行政書士

行政書士は許認可・登録申請、遺言や相続、  
色々な契約・届出などの  
相談から書類作成までサポートします。

あなたの街の法律家

北海道行政書士会

検索

表紙の写真



北海道遺産

Hokkaido Heritage

## 摩周湖

弟子屈町

阿寒国立公園の原始の自然に囲まれた「神秘の湖」は世界有数の透明度と美しい乳白色の霧の風景で知られています。摩周湖には流入河川も排水河川もありませんが水位は一定しています。その景観は、北海道の湖沼と山岳の複合景観として最も代表的なものです。摩周湖および周辺環境の保全に向けた「摩周湖宣言」に集約される地域住民の取り組みは高く評価されています。